

旭川市食品ロス削減推進計画〈概要版〉

第1章 計画策定の趣旨等【計画 P1~P2】

1 計画策定の背景・趣旨

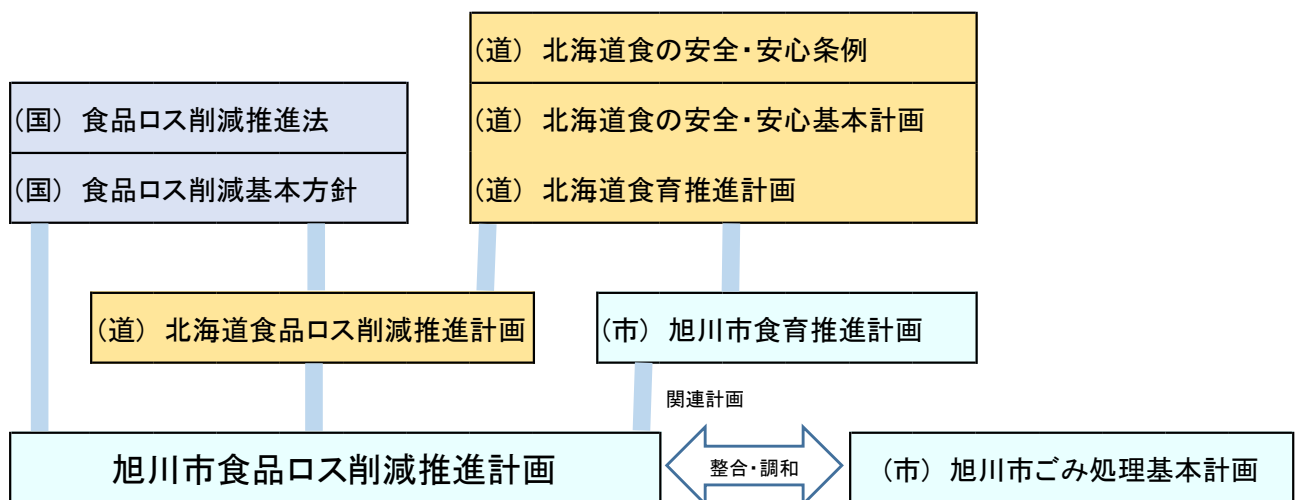
食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことであり、家庭や食品関連事業者などから日常的に発生しています。日本では、1年間に約522万トン（令和2年度）もの本来食べられるはずの食品が捨てられていると推計されています。

食品ロスの削減は国際的な課題であり、国においては令和元年度に食品ロス削減推進法が施行されました。こうした事を踏まえて、本市においても食品ロス削減に向けて具体的な目標や取組を定めた旭川市食品ロス削減推進計画（以下、「本計画」という）を作成します。

2 計画の位置付け

食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国の基本方針や北海道の計画を踏まえ策定します。策定に当たっては、旭川市食育推進計画の関連計画に位置付け、旭川市ごみ処理基本計画などとの調和を図ります。

【本計画の位置付けイメージ】



3 計画期間

計画期間は、令和5年度～令和14年度（10年間）とします。

※旭川市食育推進計画の計画期間との整合性を図るため、5年で中間見直しを実施します。

第2章 食品ロスの現状と課題【計画 P4～P10】

1 食品ロスの発生状況について（国・北海道・旭川市）

国及び北海道の食品ロスの発生状況をまとめるとともに、本市の食品ロスの発生量について、次のとおり推計しました。

| | | 国 | | 北海道 | | 旭川市 | |
|------------------|-------|-------------------------------------|---------|----------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------|----------|
| 食品ロス量【推計年度】 | | 522万t【R2年度】 | | 33万t【H29年度】 | | 7,816t【R3年度】 | |
| (家庭系) | (事業系) | (247万t) | (275万t) | (11万t) | (22万t) | (3,647t) | (4,169t) |
| (参考) 1人当たりの食品ロス量 | | 113g/日 | | 非公表 | | 66g/日 | |
| 備考 | | ・平成24年度の推計開始以降で最小（最大は平成27年度の646万t）。 | | 北海道は、食品産業が盛んなため、国と比較して事業系の割合が高いと考えられる。 | | ・家庭系の推計は、本市のごみ処理実績や組成調査から算出。 ・事業系の推計は、国が示すデータから算出。 | |

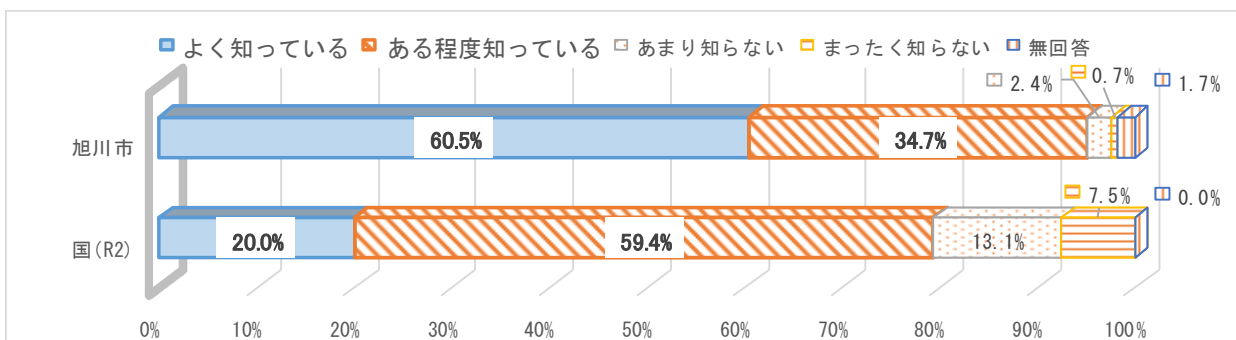
※一人当たりの食品ロス量の推計には次の値を使用

○国：126,146千人（令和2年10月1日 総務省人口推計より） ○旭川市：326,057人（令和4年4月1日 住民基本台帳より）

2 市民アンケートの調査結果

令和3年度に実施した食品ロスの認知度調査では、95.2%の人が「知っている」という結果となり、国と比べても高い結果となっています。また、食品ロス削減のための取組を行っているかとの問いに対しても、概ね国より高い結果となりました。

【アンケートに基づく食品ロス問題の認知度比較】※取組に関するアンケート結果は計画本編を参照



アンケート結果は概ね国より高い結果となりましたが、取組内容の中では、「残った料理をリメイクする」「商品棚の手前の商品を取る」など実施率が低い項目もあるので、こうした項目に取り組むことで更に食品ロスの削減を進めていくことができると考えられます。

3 本市のこれまでの取組

- 令和元年度・・・食品ロス削減モニター調査、食品ロス削減セミナーの開催など
- 令和2年度・・・食品ロス削減ポータルサイトの開設など
- 令和3年度・・・食品ロス削減オンラインクッキングの動画を公開など

第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策【計画 P11～P27】

1 基本理念・目指す姿

食品ロスの削減に向けて、消費者、事業者、関係団体、行政等の主体が求められている役割を理解し、お互いに連携を図りながら具体的な行動に移し、市民運動として推進していくものとします。こうしたことも踏まえて、市民が現状を認識し、一丸となって取組をみんなで進めることで、食品ロス削減の先進地になることを目指して以下のとおり目標を設定します。

市民みんなが、食品ロスの現状を知り削減に向けた取組を更に前進

～旭川市の取組から食品ロス削減の機運を全道へ～

2 数値目標

食品ロス発生量の削減目標と、家庭系と事業系の取組にかかる目標値を定めます。

| 目標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------|-----------------|------------------------|
| ①食品ロス発生量削減目標（全体） 17%の削減 | 7,816トン | 6,481トン |
| （家庭系） （事業系） | (3,647) (4,169) | (3,024) (3,457) |
| ②食品ロス削減のために何か取組を行っている市民の割合 | 93.7% | 100% |
| ③食品ロスの削減に新規で取り組む事業者数 | — | 100事業所(店舗) |

3 基本方針

本計画を推進するに当たって、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

○**基本方針1 食品ロスの発生を抑制**

⇒家庭系・事業系の両面から食品ロスを発生させない取組を進めます。

○**基本方針2 未利用食品等の有効活用を推進**

⇒規格外品や未利用食品を活用する事業やフードバンク^{※1}活動の推進を図ります。

○**基本方針3 食品ロス削減に向けた情報を発信**

⇒幅広い年齢層に向けて、食品ロスに関して効果的な情報発信を行います。

○**基本方針4 食品ロス削減のための連携を強化**

⇒消費者、食品関連事業者、団体など様々な立場の人と連携して取組を進めます。

※1フードバンク 家庭や食品の製造工程で発生する未利用食品や規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体のこと

4 基本施策と具体的な取組

4つの基本方針の下に8つの基本施策を設定し、各施策の中で具体的な取組を進めます。

| 基本方針 | 基本施策 | 想定される具体的な取組 |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針1 食品ロスの発生を抑制 (P18~P22) | 基本施策1 食品ロスに関する意識の醸成 | 食品ロス削減の意義に関する啓発（セミナー、出前講座）、食品ロス量の把握、地産地消の取組、学校での給食指導、行政が行う取組への参加・協力 |
| | 基本施策2 家庭での食品ロス削減の推進 | 適量購入・適量調理の推奨、冷蔵庫整理セミナー、リメイクレシピの紹介、食材の保存方法の紹介、消費・賞味期限の正しい理解の啓発 |
| | 基本施策3 事業系食品ロス削減の推進 | 食品ロス削減の取組事例を紹介する講習会の実施、量り売り・バラ売りの実施、季節商品の予約販売制、大量仕入れの見直し、3010運動 ^{※2} 、小盛り・小分けメニューの導入 |
| 基本方針2 未利用食品等の有効活用を推進 (P23) | 基本施策4 未利用食品等の販売や再生利用 | 規格外品の有効活用（販売・加工など）、直売所での販売 |
| | 基本施策5 未利用食品等の循環による有効活用 | フードバンク団体の活用、フードバンク活動の認知度向上のための啓発、子ども食堂等への食材提供の支援 |
| 基本方針3 食品ロス削減に向けた情報を発信 (P25) | 基本施策6 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信 | SNS ^{※3} 等各種媒体を活用した情報発信、報道機関との連携、食品ロス削減の取組等を紹介するパネル展の開催 |
| 基本方針4 食品ロス削減のための連携を強化 (P26~P27) | 基本施策7 国及び北海道との連携 | 国の基本方針・北海道の計画を踏まえた市計画の策定及び見直し、国・北海道と共同で実施できる施策の展開 |
| | 基本施策8 事業者や市民等との連携・協働 | フードバンク団体との連携、学校教育機関との連携、報道機関との連携 |

第4章 計画の推進【計画 P28~P31】

1 各主体の役割

消費者、事業者、団体、行政のそれぞれが果たすべき役割や行動について示します。

| | |
|-------|-------------------------------------------|
| ①消費者 | 食品ロスの現状、削減の必要性を理解し、家庭内や外出時に実践可能なことから取り組む。 |
| ②事業者 | 消費者に対し、食品ロスの削減に当たっての課題や、自らの取組内容を伝え協力を仰ぐ。 |
| ③団体・市 | それぞれが社会的な役割を認識し、連携を図りながら啓発活動や体制整備を行う。 |

2 推進方法について

旭川市食育推進会議の場を活用し、目標の達成状況や、取組の進捗状況を把握するとともに必要な対策を考えていきます。また、取組を進めるに当たっては、本市の関係する部局が十分に連携して有効な取組となるよう努めます。

※²3010運動 宴会の開始後30分間、終了前10分間は食事を楽しみ食べ残しをなくす運動

※³SNS スマートフォンなどを利用して、不特定多数の人へ簡単かつ迅速に情報を発信することができるサービスの総称